



平成 27 年 6 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社ユニバーサルエンターテイン
メント
代表者名 代表取締役社長 富士本 淳
(JASDAQ・コード 6425)
問合せ先 広報・IR 室
電話番号 03-5530-3055 (代表)

株主代表訴訟への補助参加に関するお知らせ

当社は、本日開催された取締役会において、当社の個人株主 1 名が当社の取締役、元取締役及び元執行役に対して損害賠償を請求する株主代表訴訟を提起したことに、被告側に補助参加することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件補助参加につきましては、監査役全員の同意を得ております。

記

1. 株主代表訴訟の概要

(1) 原告株主

細羽強

(2) 被告 (13 名)

当社取締役：岡田和生、富士本淳、徳田一、岡田知裕

当社元取締役：余語邦彦、澤田宏之、岩淵正紀、中込秀樹、北畠光弘、大塚直子

当社元執行役：木村俊雄、長谷川崇彦、八重樫信夫

(3) 訴訟の内容

損害賠償請求訴訟 (訴訟の目的の価額：4,215 億 5,000 万円)

(4) 訴えの概要

本件は、以下の 7 項目の主張に基づき、これらの業務執行を行った経営判断には合理性がないか法令に違反しているとし、かつ、これらの業務執行に関して内部統制システム構築義務違反があるとし、その結果、被告らに忠実義務・善管注意義務違反 (以下「善管注意義務違反等」といいます。) があるとして、被告らに対して損害賠償を求めるものです。

- ① 当社が子会社を介して間接的に保有していた米国法人である **Wynn Resorts, Limited** (以下「ウィン・リゾート社」といいます。) の株式について、ウィン・リゾート社はこれを強制償還したと主張しているが、そうだとすれば、かかる強制償還の原因たる

行為について、被告らに法令順守義務違反がある¹

- ② 当社グループがフィリピンにおいて鑑定評価額よりも高い価格で不動産を取得した
- ③ 当社が第三者に対し不合理な経営判断に基づき融資を行った
- ④ 被告らが当社元従業員による不正送金に関与した
- ⑤ 当社が第三者と締結した業務委託契約に合理的根拠がない
- ⑥ 当社が偏向報道に対して名誉棄損訴訟を提起したこと等に合理性がない
- ⑦ 上記①から⑥までの行為により当社の信用を失墜させた

2. 補助参加の理由

本件代表訴訟に先立ち、原告株主より当社監査役に対し、被告らに善管注意義務違反等があったとして、被告らに対する損害賠償請求訴訟を提起するよう請求があったため、当社監査役会は、原告株主が主張する各請求原因について外部の専門家を含む調査委員会を設置して調査を行いました。その調査の結果、いずれの請求原因についても被告らに善管注意義務違反等は認められないと判断されたことを踏まえ、当社監査役会は、いずれの請求原因についても提訴しない旨を決定し、平成 27 年 4 月 24 日付け文書にてその旨を原告株主に通知しました。

なお、原告株主の訴訟代理人である勝部環震弁護士は、当社が名誉棄損に基づく損害賠償請求訴訟²を提起した株式会社アクセスジャーナルの訴訟代理人も務めているところ、前記 1.

(4) .⑥の主張は、勝部環震弁護士が自ら訴訟代理人を務め同社側の敗訴が確定した名誉棄損訴訟および係属中のその他の訴訟について、提訴それ自体が違法であったと主張するものです。また、勝部環震弁護士は、当社と係争中の当社元従業員の一人の訴訟代理人も務めております。当社は、これらの事情も踏まえ、当社の経営体制に不備がなかったこと等を明らかにするため、被告側に補助参加する必要があると判断したものです。

3. 業績に与える影響

本件訴訟は、株主が当社の取締役、元取締役及び元執行役を訴えるものであり、当社の業績に与える影響は軽微です。

以上

¹ ウィン・リゾーツ社は、当社及び当社連結子会社である Aruze USA Inc.をウィン・リゾーツ社の株主として不適任であるとし、Aruze USA Inc.が保有するウィン・リゾーツ社株式を強制償還することを一方的に決定し、実行したと主張しています。これに対し当社は、米国連邦裁判所において、かかる違法な強制償還の差止めを求めると共に、ウィン・リゾーツ社及びその役員らに対し、強制償還により当社に発生した損害について損害賠償請求訴訟を提起しております。詳細については、当社平成 24 年 3 月 13 日付プレスリリース「ウィン・リゾーツ社 (NASDAQ:WYNN) に対する訴訟の提起について」をご参照下さい。

² 当社の勝訴判決が最高裁判所決定により確定済みです。詳細については、平成 27 年 4 月 23 日付当社プレスリリース「株式会社アクセスジャーナル他との訴訟に関する最高裁判所の決定について」をご参照下さい。